

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○指定管理者の指定……………

……（スポーツ推進本部スポーツ施設部経営企画課）…

○都市計画事業の認可……………

……（都市整備局都市づくり政策部緑地景觀課）…

○街並み景觀協議会の変更……………（同）…

○市街地再開発事業の規準の変更認可……………

……（都市整備局市街地整備部再開発課）…

○東京都環境影響評価条例による調査計画書……………

……（環境局総務部環境政策課）…

告示（選）

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………

○不在者投票管理者を置く施設の指定取消……………

公告

○晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業規準の

一部改正……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…

○石油機器技術管理講習の実施……………（東京消防庁）…

告示

●東京都告示第六百七十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十

四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和七年六月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京辰巳アイスアリーナ 東京都江東区辰巳二丁目八

番十号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

セントラルスポーツ株式会社 東京都中央区新川一丁

目二十一番二号

三 指定の期間

令和七年六月一日から令和十二年三月三十一日まで

●東京都告示第六百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一

項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、

同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年六月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

板橋区 東京都都市計画公園事業第三・三・百

二 都市計画事業の種類及び名称

三十一号板橋公園 令和七年六月二日から令和九年三月

三 事業施行期間

三十一日まで 収用の部分

四 事業地

板橋区大山西町地内 使用の部分

なし

●東京都告示第六百七十六号

東京のしやれた街並みづくり推進条例（平成十五年東京

都条例第三十号）第二十九条第一項の規定により、街並み

景觀協議会（以下「協議会」という。）の代表者の氏名を

変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により、

次のとおり告示する。

令和七年六月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 街並み景觀ガイドラインの名称

汐留シオサイト5区イタリア街（汐留西地区）街並み

景觀ガイドライン

二 街並み景觀ガイドラインの対象となる重点地区の名称、

位置、区域及び面積

汐留西地区

港区東新橋二丁目及び浜松町一丁目各地内（別図のと

おり）

約五・五ヘクタール

三 協議会の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在

地

特定非営利活動法人コムーネ汐留

宮原 和矢

港区東新橋二丁目九番五号

四 準備協議会と共同して街並み景觀ガイドラインを作成

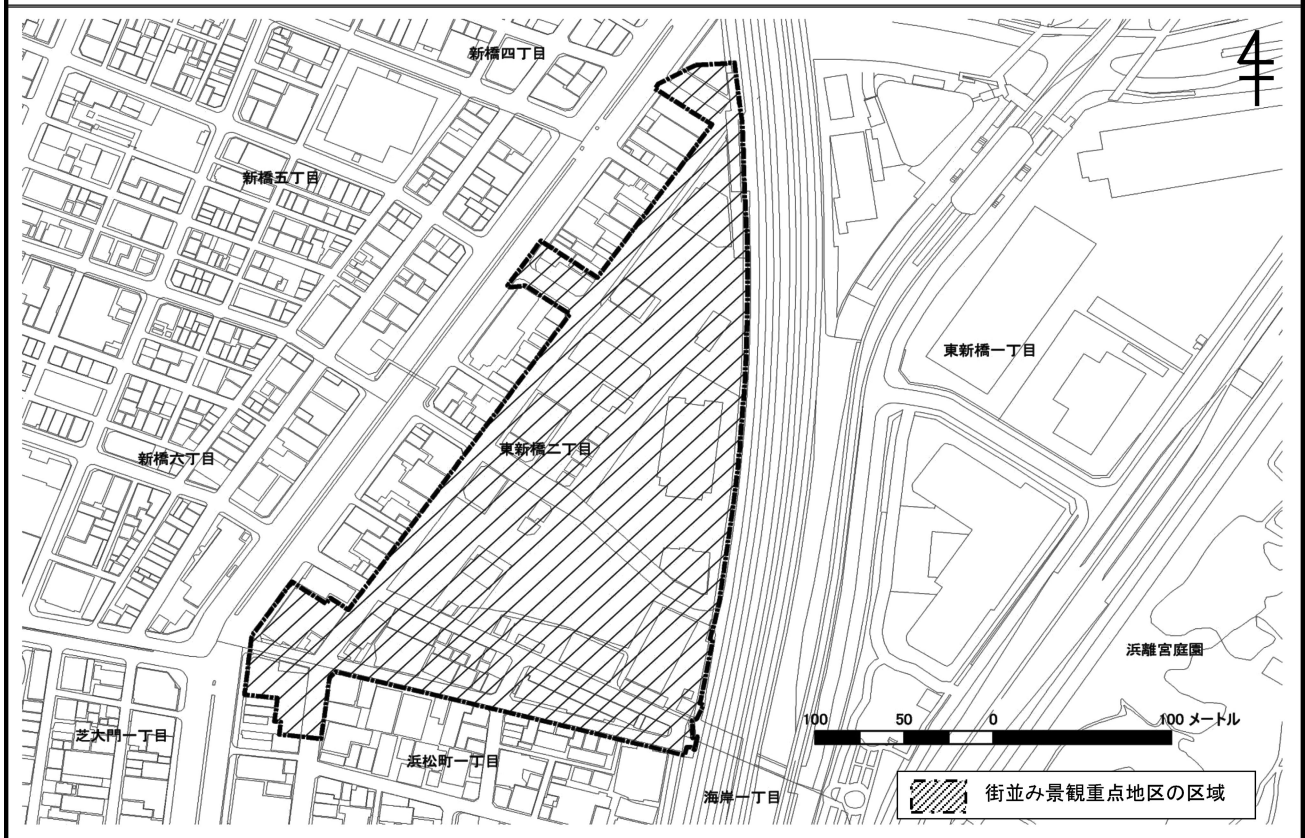
した街並みデザイナーの氏名又は名称

土田 寛

五 街並み景觀ガイドラインの閲覧場所

コムーネ汐留事務局

街並み景観重点地区 汐留西地区



●東京都告示第六百七十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の十六第一項の規定に基づき晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業の規準の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年六月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の氏名又は名称

東京都

二 事業施行期間

平成二十八年四月二十二日から令和八年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区晴海五丁目地内

四 第一種市街地再開発事業の名称

晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業

五 事務所の所在地

中央区勝どき一丁目七番三号勝どきサンスクエア東京

都第一市街地整備事務所内

六 施行認可の年月日

平成二十八年四月二十二日

七 規準の変更の認可の年月日

令和七年六月一日

●東京都告示第六百七十八号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九

十六号。以下「条例」という。）第四十条第一項の規定に基づき、築地地区まちづくり事業について、環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）の提出があったので、条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

築地まちづくり株式会社

代表取締役 上田 二郎

中央区日本橋室町二丁目一番一号

二 対象事業の名称及び種類

築地地区まちづくり事業

飛行場の設置、高層建築物の設置、自動車駐車場の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、中央区築地五丁目及び築地六丁目に位置する計画地において、水と緑に囲まれた都心の大規模な土地、歴史・文化資源などのポテンシャルを生かしながら、都心と臨海部を効果的に結びつけ、東京や日本の持続的な成長につながるまちづくりに資する再開発を行うものである。

四 周知地域の範囲

中央区 明石町、晴海一丁目、晴海二丁目、晴海三丁目、晴海四丁目、晴海五丁目、入船三丁目、勝どき一丁目、勝どき二丁目、勝どき三丁目、勝どき四丁目、勝どき五丁目、勝どき六丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座

四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目、銀座八丁目、新富二丁目、築地一丁目、築地二丁目、築地三丁目、築地四丁目、築地五丁目、築地六丁目、築地七丁目、月島一丁目、月島二丁目、月島三丁目、月島四丁目、佃一丁目、佃二丁目、佃三丁目、豊海町、浜離宮庭園及び湊三丁目の区域

港区

海岸一丁目、新橋一丁目、新橋二丁目、新橋三丁目、新橋四丁目、新橋五丁目、浜松町一丁目、東新橋一丁目及び東新橋二丁目の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

令和七年六月二日から同月十一日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 中央区環境土木部環境課
中央区築地一丁目一番一号七階
イ 港区環境リサイクル支援部環境課
港区芝公園一丁目五番二十五号
ウ 東京都環境局総務部環境政策課
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は電子申請サービス

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）
イ 対象事業の名称
ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和七年六月二十三日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三ー八〇〇ー一 新宿区西新宿二丁目

八番一号

イ 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading-guide/>

告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第五十一号 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。 令和七年六月二日 東京都選挙管理委員会 <table><tr><th>施設 の 名 称</th><th>所 在 地</th></tr><tr><td>アライブ品川大井</td><td>品川区大井五丁目二十一番十八号</td></tr><tr><td>品川志匠会病院</td><td>品川区北品川一丁目二十九番七号</td></tr><tr><td>ベストリハナーシングホーム瑞江</td><td>江戸川区南篠崎町四丁目二十八番八号</td></tr></table> ●東京都選挙管理委員会告示第五十二号 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。 令和七年六月二日 東京都選挙管理委員会		施設 の 名 称	所 在 地	アライブ品川大井	品川区大井五丁目二十一番十八号	品川志匠会病院	品川区北品川一丁目二十九番七号	ベストリハナーシングホーム瑞江	江戸川区南篠崎町四丁目二十八番八号	<table><tr><th>施設 の 名 称</th><th>所 在 地</th></tr><tr><td>介護老人保健施設 いわい敬愛園</td><td>江戸川区南小岩八丁目十三番五号</td></tr></table> 公 告 晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業規準の一部改正について 晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業規準（平成二十八年四月二十二日公告）の一部を次のように改正したので公告する。 令和七年六月二日 東京都知事 小 池 百合子 第二十一条第一項第二号中「禁煙」を「拘禁刑」に改める。 附 則 この規準は、令和七年六月一日から施行する。 令和7年度石油機器技術管理講習（一般講習・再講習）の実施について 火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第62条の5の規定による火災予防施行規程（昭和37年7月東京消防庁告示第17号）第12条第1項に定める石油機器技術管理講習を次のとおり行う。 令和7年6月2日 東京消防庁 消防総監 吉 田 義 実 1 石油機器技術管理講習（一般講習） (1) 受講対象者	施設 の 名 称	所 在 地	介護老人保健施設 いわい敬愛園	江戸川区南小岩八丁目十三番五号
施設 の 名 称	所 在 地													
アライブ品川大井	品川区大井五丁目二十一番十八号													
品川志匠会病院	品川区北品川一丁目二十九番七号													
ベストリハナーシングホーム瑞江	江戸川区南篠崎町四丁目二十八番八号													
施設 の 名 称	所 在 地													
介護老人保健施設 いわい敬愛園	江戸川区南小岩八丁目十三番五号													
	地震動等により作動する安全装置を設けることとされている石油燃焼設備若しくは器具の設置工事又は修理を業として行おうとする者 (2) 講習の実施日時及び実施場所 ア 令和7年7月8日（火曜日）及び同月9日（水曜日） 両日とも午前9時から午後6時まで 専売ビル 港区芝五丁目26番30号 イ 令和7年11月26日（水曜日）及び同月27日（木曜日） 両日とも午前9時から午後6時まで 株式会社ノーリツ八王子研修センター 八王子市石川町728番地の8 2 石油機器技術管理講習（再講習） (1) 受講対象者 既に一般講習又は再講習を修了して石油機器技術管理講習修了証を交付された者で、交付の日以後における最初の4月1日から5年を経過しないもの (2) 講習の実施日時及び実施場所 ア 令和7年7月10日（木曜日） 午前9時から午後3時まで 専売ビル 港区芝五丁目26番30号 イ 令和7年11月28日（金曜日） 午前9時から午後3時まで 株式会社ノーリツ八王子研修センター 八王子市石川町728番地の8													

3 申請方法 受講申請書に講習希望日等を記入の上、各講習を開始する日の1か月前までに申請先へ郵送すること。 4 講習の実施機関及び申請先 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会 郵便番号150-0011 渋谷区東二丁目24番2号 5 問合せ先 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会 電話03 (3499) 2928 6 受講申請書配布先 (1) 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会 (2) 都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所		
--	--	--

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

